

令和8年

上尾市教育委員会2月定例会
議案資料

目 次

議案第 1 1 号 資料	1
議案第 1 2 号 資料	2
議案第 1 3 号 資料	別冊
議案第 1 4 号 資料	別冊

上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則新旧対照表
 上尾市学校運営協議会規則（平成30年上尾市教委規則第5号）

改 正 案	現 行
<p>（学校運営に関する基本的な方針の承認）</p> <p>第3条 対象学校（法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 業務量管理及び健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>（学校運営に関する基本的な方針の承認）</p> <p>第3条 対象学校（法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>2 略</p>

上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表
 上尾市学校給食実施条例施行規則（令和7年上尾市教委規則第6号）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～8 略</p> <p><u>（学校給食費の額の特例）</u></p> <p>9 <u>小学校に係る学校給食費負担者</u> <u>（児童生徒が学校給食を受ける場合</u> <u>における当該児童生徒の保護者を除</u> <u>く。）から令和8年3月分に係る学</u> <u>校給食費を徴収する場合における第</u> <u>4条第1項第2号及び第3項第2号</u> <u>の規定の適用については、同条第1</u> <u>項第2号中「5,000円」とある</u> <u>のは「5,700円」と、同条第3</u> <u>項第2号中「300円」とあるのは</u> <u>「310円」とする。</u></p> <p>10 <u>中学校に係る学校給食費負担者</u> <u>（児童生徒が学校給食を受ける場合</u> <u>における当該児童生徒の保護者を除</u> <u>く。）から令和8年3月分に係る学</u> <u>校給食費を徴収する場合における第</u> <u>4条第1項第4号及び第3項第4号</u> <u>の規定の適用については、同条第1</u> <u>項第4号中「5,950円」とある</u> <u>のは「7,000円」と、同条第3</u> <u>項第4号中「360円」とあるのは</u> <u>「380円」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～8 略</p>